

文化審議会著作権分科会報告書（平成29年4月）について

著作権分科会では、これまで、(1)～(4)の事項に係る著作権制度上の課題について検討を行ってきたが、平成29年4月、本分科会として報告書を取りまとめるに至った。概要は下記のとおり。

(1) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等

本課題については、我が国における企業のコンプライアンス意識等の把握等を経て行われた効果・影響分析の結果を踏まえ、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組合せによる「多層的」な対応を行うことが適当であり、具体的には、権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて分類した以下の3つの「層」について、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定を整備することが適当であるとした。

具体的には、著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型[第1層]として、著作物の表現の知覚を伴わない利用行為等が可能な限り幅広く権利制限の対象となるよう、抽象的に類型化を行った上で柔軟性の高い権利制限規定を整備することが適当であるとした。

著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型[第2層]としては、「所在検索サービス」や「情報分析サービス」の結果提供の際に行われる著作物の軽微な表示行為等について、著作物の利用目的等によってある程度大きくくり範囲を確定した上で、それらについて権利者の正当な利益への適切な配慮を行った上で、相当程度柔軟性のある規定を整備することが適当であるとした。

公共的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型[第3層]については、利用目的ごとに公益性や権利者の利益との調整に関する政治的判断が必要であり、権利制限の範囲を確定した上で、それぞれの範囲ごとに適切な柔軟性を備えた規定を整備することが適当であるとした。その上で、優先的に検討を行うこととしたニーズのうち「翻訳サービス」について、観光立国や高度外国人材受入れ等の推進の観点から、権利者の市場への影響を小さなものに抑えることを条件として権利制限を行うことが適当であるとした。

また、これらの検討に加え、法改正の効果が最大限発揮されるようにするため、著作権法に関する普及啓発や、必要に応じたガイドラインの策定の支援等を含め、法の適切な運用を確保するための諸方策を講じていくべきことを提言した。

(2) 教育の情報化の推進等

学校等の授業の過程における著作物の利用円滑化に関して、異時授業公衆送信等¹を第35条において新たに権利制限規定の対象とするとともに、団体によって一元的に行使される補償金請求権を付与することとし、保護と利用のバランスを取りつつ、ICT活用教育の促進のための制度的環境整備を進めることとした。これにあわせて、権利者団体に対し、補償金の徴収分配を担う団体の組成に向けた取組を要請した。

また、法制面での対応だけでなく、教育機関における法の研修・普及啓発に係る取組の具体化、法解釈に関するガイドラインの策定プロセスの開始、ライセンス環境整備など、法の運用面の課題の解決に向けた様々な課題に、関係者を中心として取組を進めていくべきことを提言した。

教員・教育機関間での教材等の共有については、権利制限による対応を行うことに肯定的な意見もあった一方、権利者への影響に配慮する観点から消極的な意見があったことから、今後、教育現場のより詳細なニーズを把握し、引き続き検討を行うこととした。

デジタル教科書に関する著作権制度上の課題については、平成28年2月に取りまとめられた『『デジタル教科書』の位置付けに関する検討会議 最終まとめ』においてデジタル教科書を学校教育法上に位置づける方針が示されたことを受け、デジタル教科書への著作物の掲載も紙の教科書と同様に権利制限の対象とすることが適当であるとした。

(3) 障害者の情報アクセス機会の充実

本課題については、法第37条第3項における受益者の範囲について、肢体不自由等の身体障害等により読字に支障がある者を加えることや、同項により認められる著作物の利用行為にメール送信等を含めること、ボランティアグループ等が同項に基づき複製等を行うことができる主体となり得るようにすることについて法令改正を是とする提言を行った。

一方、放送番組に手話等を付して公衆送信できるようにすることについては、障害者団体と権利者団体の間において十分な認識の共有及び意見の集約がなされるには至っていないことが確認された。本分科会としては、障害者の情報アクセス機会を保障していくという視点から、引き続き議論の進捗について注視しつつ、今後適切な時期に改めて本要望について検討を行うこととする。

¹ オンデマンド授業（異時授業）のための公衆送信、対面授業のための公衆送信、一方に教員のみがおり児童生徒等がいらないいわゆるスタジオ型のリアルタイム配信授業のための公衆送信など、現行法第35条第2項の対象となっていない公衆送信。

(4) 著作物等のアーカイブの利活用促進

本課題に関しては、第一に、国立国会図書館による絶版等資料の送信サービスについて、送信先の施設に外国の図書館等を追加するための制度改革を行うことが必要であるとした。第二に、美術の著作物又は写真の著作物を原作品により展示する者が、電子機器を用いて観覧者にこれら著作物の解説又は紹介を行うことや、サムネイル画像を用いて展示作品に係る情報を一般公衆に提供することを権利制限規定の対象とすることが望ましいと考えられるとした。さらに、著作権者不明等の場合の裁定制度については、国等の、権利者が現れた時に補償金の支払を確実に行うことができる機関について、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を導入することが適当であるとした。

これらの制度改革とともに、著作物等の流通推進のため、権利処理の円滑化に係る方策について、引き続き検討することが求められる。

(参考) 権利者に及び得る不利益の度合いに応じた権利制限規定の三つの層について (「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等」関係)

